

令和4年7月28日  
一部改正 令和5年3月15日  
一部改正 令和5年5月19日  
一部改正 令和5年11月9日  
一部改正 令和7年10月7日

## 石川県における処遇改善等加算（区分3）の研修修了要件について （幼稚園（新制度移行）・認定こども園）

### 1 処遇改善等加算（区分3）の対象となる研修

幼稚園教育要領等を踏まえて教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修で、以下の実施主体が実施する研修

#### （1）県や市町（教育委員会含む）が実施する研修

（保育士等キャリアアップ研修、いしかわ保育教諭研修 等）

※保育士等キャリアアップ研修については、保育士等キャリアアップ研修ガイドライン（H29.4.1 雇児保発 0401 第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）に基づき、石川県以外の都道府県や当該都道府県から指定を受けた機関が実施した研修も含む。  
（例：（社福）日本保育協会が実施する保育士等キャリアアップ研修）

#### （2）県が研修実施主体として認定した団体が実施する研修

県が研修実施主体として認めた団体については、県のホームページに掲載する。

（URL：<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kosodate/hoikushi/kasan2.html>）

#### （3）大学等や（2）の団体が実施する幼稚園教諭免許状に係る旧免許状更新講習（教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）の一部施行（令和4年7月1日）より前に実施されたもの）及び免許法認定講習（「幼児教育」の質の向上に資する内容の講習のみ）

※大学等…大学、大学共同利用機関若しくは指定教員養成機関、独立行政法人教職員支援機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

※ 上記の研修のうち、**平成29年度以降に実施されたもの**が対象。

※ 個別の研修が処遇改善等加算（区分3）の対象となるかどうかについては、県が加算認定申請時に判断する

※ 園内研修については、県が別途定める園内研修のガイドラインの内容に沿って実施された場合かつ研修要件に該当すると県が認めた場合は、若手リーダーは最大4時間、中核リーダー及び専門リーダーは最大15時間まで修了が必要な時間に園内研修による時間を含めることができる。石川県における園内研修ガイドラインについては、県のホームページに掲載している。

（URL：<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kosodate/hoikusiyousei/ennnaikenshu.html>）

### 2 職位・役職ごとに修了すべき研修分野

マネジメント分野以外は15時間以上を必ずしも修了する必要はなく、受講した時間を積み上げ、以下の必要な時間数を修了していれば、要件を満たす。

| 研修分野                                       | 中核リーダー       | 専門リーダー | 若手リーダー |
|--------------------------------------------|--------------|--------|--------|
| 教育（及び保育※認定こども園のみ）の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修 | 60時間以上       | 60時間以上 | 15時間以上 |
| うちマネジメント分野に係る研修(注1)                        | 15時間以上必須(注2) | ×      | ×      |

(注1)「マネジメント分野に係る研修」とは、カリキュラム・マネジメント、組織マネジメント、他機関との連携、リーダーシップ、人材育成・研修、働きやすい環境作りなど、園の円滑な運営、教育・保育の質を高めるために必要なマネジメント及びリーダーシップの能力を身につけるために必要な研修をいう。

(注2) 原則として、マネジメント分野に係る研修が処遇改善等加算（区分3）の研修修了要件となるのは中核リーダーのみである。

### 3 研修修了要件の適用時期（別紙2を参照）

- (1) 中核リーダー・専門リーダー等については令和8年度から60時間以上必要  
 （中核リーダーについては、15時間以上のマネジメントを含む60時間以上必要）  
 令和7年度は45時間以上必要。
- (2) 若手リーダー等については令和6年度から15時間以上必要

※加算対象職員は、処遇改善等加算（区分3）による賃金改善を受ける月の前月までに研修修了要件を満たす必要がある。

- 〈例〉 ・ 令和8年10月から中核リーダーとして加算（区分3）による賃金改善を受ける場合  
 → 令和8年9月末までに15時間以上のマネジメント分野に係る研修を含む60時間以上の研修を修了する必要あり
- ・ 令和8年4月から若手リーダーとして加算（区分3）による賃金改善を受ける場合  
 → 令和8年3月末までに15時間以上の研修を修了する必要あり

### 4 保育士等キャリアアップ研修の取扱い

認定こども園等においても、保育士等キャリアアップ研修を加算対象研修に含めることができる。

#### (1) 加算対象となるキャリアアップ研修の分野

|                | 乳児<br>保育 | 幼児<br>教育 | 障害児<br>保育 | 食育・アレルギー<br>対応 | 保健衛生<br>・安全対策 | 保護者支援<br>・子育て支援 | マネジメント | 保育<br>実践 |
|----------------|----------|----------|-----------|----------------|---------------|-----------------|--------|----------|
| 認定こども園         | ○        | ○        | ○         | ○              | ○             | ○               | ○(注1)  | ×(注2)    |
| 幼稚園<br>(新制度移行) | ×        | ○        | ○         | ○              | ○             | ○               | ○(注1)  | ×(注2)    |

(注1) マネジメント研修は中核リーダーに限り研修修了要件を満たすものとして取り扱う。

(注2)保育実践研修は専門分野別研修ではないため、研修修了要件にはなっていないが、令和元年度までに修了した研修に限り、専門分野別研修の1つとして見なすことができる。

## (2) 研修修了時間

県として、同一団体が実施する体系的な研修を15時間以上修了することを推奨するが、やむを得ない事情により15時間に満たない場合でも、その時間数を積み上げることができる。(新制度に移行した幼稚園と認定こども園では、受講した時間をそのまま研修修了時間として算入することができる。)

## (3) 研修一覧の公表

県内で実施される研修の一覧は、県のホームページに掲載する。

(URL : <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kosodate/hoikushi/kasan2.html>)

## 5 研修修了要件の確認方法

研修修了要件を満たしているかどうかについては、加算認定申請時に以下の書類等により確認する予定としている。

- ・施設・事業所で作成する研修受講歴一覧(様式2)

(様式については、URL : <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kosodate/hoikushi/kasan2.html> からダウンロード)

- ・加算対象職員に係る書類(研修ハンドブックや履修証明書等を想定)の写し

※加算認定申請時に必要になることがあるので、平成29年度以降に受講した研修内容が記載された書類(研修実施要綱や参加者名簿、研修報告書等)は適切に保管しておくこと。

## 6 その他

- (1) 職員個人の異動や転職等の可能性も考慮して、自身の研修受講歴については、職員個人においても管理することを基本とする。

- (2) 処遇改善等加算(区分3)の申請を行う施設においては、各加算対象職員が受講した多様な研修の修了状況を把握し、加算対象職員の発令の種類に応じた研修受講歴の一覧化を行うこと。

- (3) 研修時間数として休憩時間は含まれないため、研修受講歴一覧に研修時間を記載する時は、休憩時間を除いて記載すること。

- (4) 幼稚園又は認定こども園に勤務していた者が、法人内の異動等により保育所等に勤務することとなったが、保育士等キャリアアップ研修の修了要件を満たしていない場合、1に定める研修を2に定める時間以上修了していることが確認できる場合には、研修修了要件を満たしているものとして取り扱う。

ただし、保育士等キャリアアップ研修の受講計画を作成して研修を受講し、できるだけ速やかに「保育所・地域型保育事業」における研修修了要件を満たすこと。

- (5) 主幹保育教諭等については、相当程度の経験及び研修の受講歴を有しているという前提で任命されていることが想定されることから、研修修了要件を満たしているものとして取り扱う。

- (6) この取扱いは、今後国通知の内容や加算対象研修の位置づけの検討内容等により、変更となる場合がある。

《参考：関係する国通知など》

- ・「保育士等キャリアアップ研修の実施について」  
(H29.4.1(R元.6.24改正) 子保発 0624 第3号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)
- ・「施設型給付費等に係る処遇改善等加算(区分3)に係る研修修了要件について」  
(R7.9.16 こども家庭庁成育局保育政策課長・こども家庭庁成育局成育基盤企画課長・文部科学省初等中等教育局幼児教育課長連名通知)
- ・「処遇改善等加算に関するFAQ(よくある質問)」  
(R7.9.2時点 第4版)